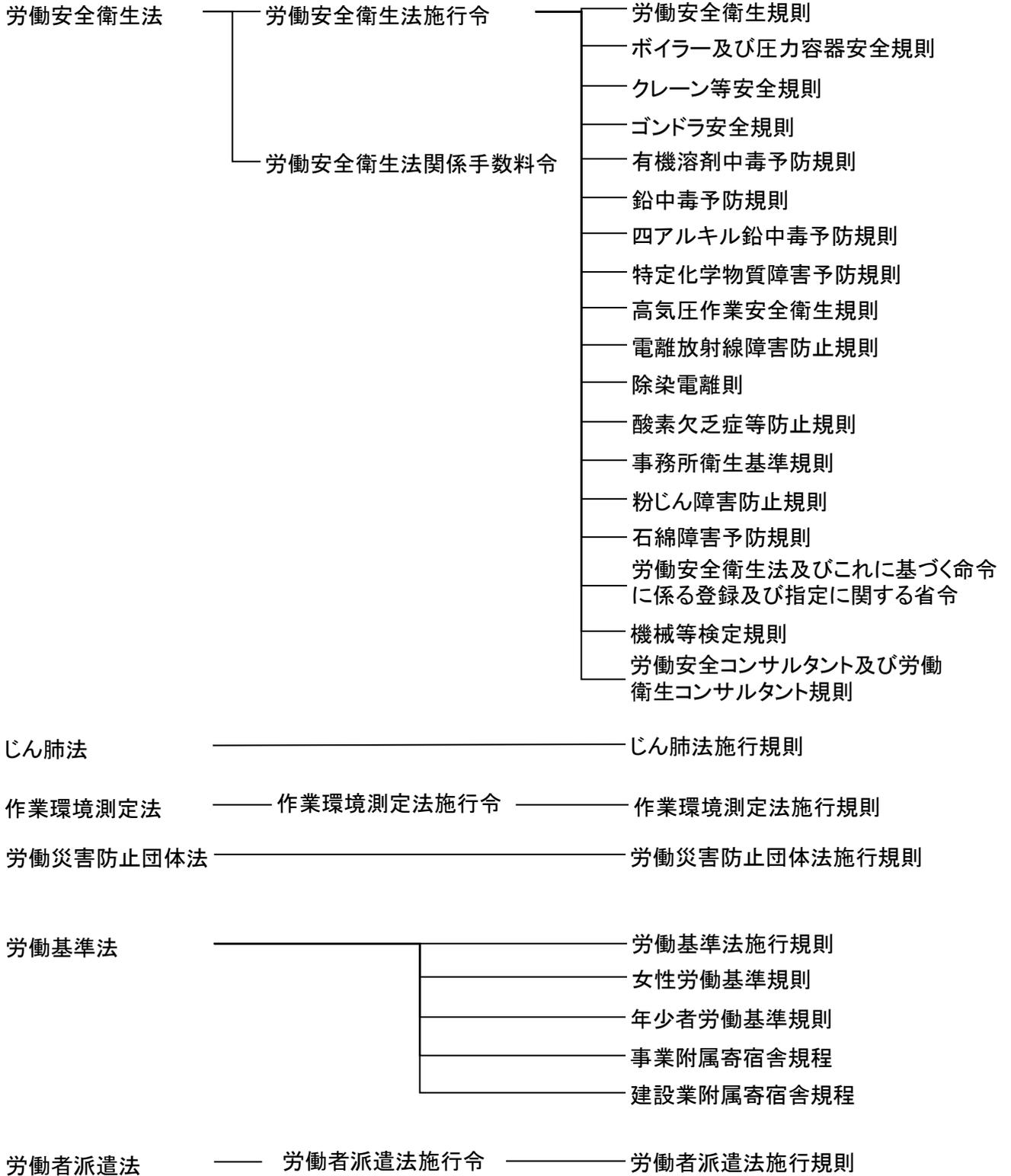


Ⅲ 労働安全衛生管理の概要

1. 労働安全衛生関係法規体系

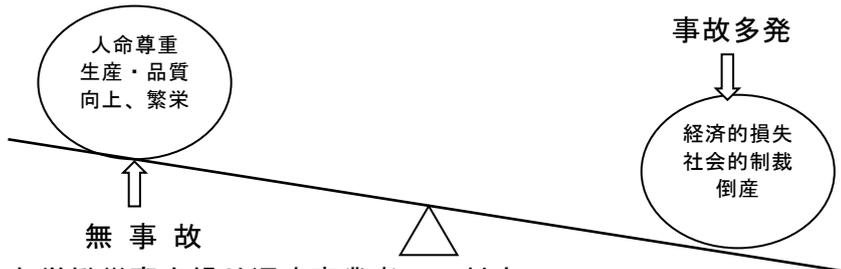


2. 安全衛生と企業経営

1 安全衛生意識の定着化の必要性

- 安全衛生は金がかかり、負担が大きい
 - 安全衛生に配慮すると生産がおろそかになる
 - 自分の工場では何年も労働災害は発生していない、だから自分たちとは関係がない
- これらのような経営者の安全衛生に対する理解不足により労働災害が発生するケースがあります。

2 安全衛生管理を行うことは経営者の社会的な使命です



3 重大な労働災害を繰り返す事業者への対応

平成 27 年 6 月 1 日から労働安全衛生法令が改正され、労働安全衛生法令等に違反したことを原因とした同様の重大な労働災害を複数の事業場で発生させた事業者に対し、厚生労働大臣が当該事業者の全ての事業場における再発防止のための改善計画の作成を指示することができるものとされました。また、指示を受けたにもかかわらず改善計画を提出しない場合や計画を守っていない場合には、厚生労働大臣は必要な措置をとるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、企業名等を公表することができるものとされました。

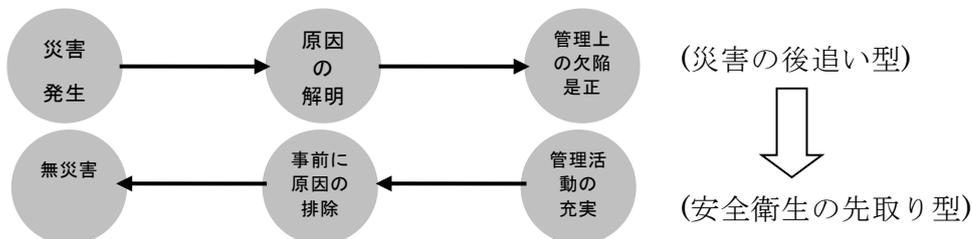
3. 安全衛生管理体制

1 経営者は、災害防止対策について検討、企画、実施等を分担する安全衛生管理組織をつくり、安全衛生についての体制の確立と責任を果たすことが必要です。

- 管理者の責任と権限が明確にされていること
 - 生産ラインに密着した組織であること
- これらのような条件が組織作りには必要です

2 年間の安全衛生管理計画の作成及びその適切な推進が重要です。事業場の実情に応じた独自のもので、実行可能なものであることが大切です。

3 これからの安全衛生管理の進め方



4 安全衛生管理はどこで行ったらよいのでしょうか

- 生産ラインで行うもの……………ライン型
- 特別のスタッフ部門が行うもの……………スタッフ型
- 生産ラインとスタッフ部門が連携して行うもの……ライン・スタッフ型
- ライン・スタッフ型が最適なものと言われています。
- ラインにおいては安全衛生を織り込んだ生産活動が必要です。

●安全衛生管理体制の内容

名称(資格)	業務内容等	設置事業場・規模別・業種別
総括安全衛生管理者 (事業の実施を統括管理している者) 労働安全衛生法 (第10条)	1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること 2 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること 3 健康診断の実施その他健康の保持増進に関すること 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること 5 その他労働災害を防止するための必要な業務	① 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100人以上 ② 製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具、じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300人以上 ③ その他の業種 1,000人以上
安全管理者 (生産態様の全般に精通し、安全について理解と情熱があり、労使双方から信頼がある有資格者) 労働安全衛生法 (第11条) 労働安全衛生規則 (第4条)	1 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合には、応急措置又は適当な防止の措置を行うこと 2 安全装置、保護具、その他危険防止のための設備、器具の定期的点検と整備を行うこと 3 作業の安全についての教育と訓練を行うこと 4 発生した災害原因の調査と対策の検討を行うこと 5 消防と避難の訓練を行うこと 6 作業主任者その他安全に関する補助者の監督 7 安全に関する資料の作成、収集と重要事項の記録 8 事業場構内に下請事業場の労働者がいて、親企業の労働者と同じ場所で作業する場合には、その安全対策等の実施	上記①・②の50人以上の事業場 次のいずれかの資格を有し、厚生労働大臣が定める研修を修了した者から専属の者を選任しなければならない。 <input type="checkbox"/> 大学又は高等専門学校の理科系統課程(機械工学科等)、若しくは職業能力開発大学校における長期課程を修め卒業し、その後2年以上の産業安全の実務(生産ラインの管理業務を含む。以下同じ)経験を有する者 <input type="checkbox"/> 高等学校又は中等学校において理科系統学科(機械科等)を修め卒業し、その後4年以上の産業安全実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> 労働安全コンサルタント <input type="checkbox"/> 厚生労働大臣告示による者(一部抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ● 大学又は高等専門学校において理科系統以外の課程を修め卒業した者は、その後4年以上の産業安全実務の経験を有する者 ● 高等学校又は中等学校において理科系統以外の課程を修めて卒業した者は、その後6年以上の産業安全実務の経験を有する者 ● その他の者は、7年以上の産業安全実務の経験を有する者
衛生管理者 (労働衛生を日常の業務として推進する有資格者) 労働安全衛生法 (第12条) 労働安全衛生規則 (第7条)	1 毎週1回は作業場を巡視し、設備や作業方法、あるいは衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること 2 健康に異常のある者の発見及び処置に関すること 3 作業環境の衛生上の調査に関すること 4 作業条件、施設等の衛生上の改善に関すること 5 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備に関すること 6 労働衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項に関すること 7 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成に関すること 8 その事業の労働者が行う作業が他の労働者が行う作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置に関すること 9 その他労働衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等に関すること	50人以上の事業場 ① 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業は第1種衛生管理者免許若しくは衛生工学衛生管理者免許又は医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントの資格を有する者のうちから選任(500人以上の事業場のうち一定の業務に労働者を従事させるものは衛生工学衛生管理者の選任が必要) ② 上記①に掲げる以外の業種は、上記①の資格を有する者の他第2種衛生管理者免許の資格を有する者のうちから選任
安全衛生推進者 衛生推進者 (必要な能力を有すると認められる者) 労働安全衛生法 (第12条の2)	安全衛生推進者等の職務 1 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらのその結果に基づく必要な措置に関すること 2 作業環境の点検及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること 3 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること 4 安全衛生教育に関すること 5 異常な事態における応急措置に関すること 6 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること 7 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること 8 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること	10人以上50人未満の事業場 安全衛生推進者は総括安全衛生管理者設置事業場欄の①及び②の業種で選任。これ以外の業種では衛生推進者を選任。なお、必要な能力を有する者とは、以下のとおり(一部抜粋) <input type="checkbox"/> 大学又は高等専門学校の卒業生(職業能力開発大学校における長期課程の指導員訓練課程修了者を含む)は、その後1年以上の安全衛生実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> 高等学校又は中等学校の卒業生は、その後3年以上の安全衛生実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> 5年以上の安全衛生実務の経験を有する者 <input type="checkbox"/> 安全衛生推進者等養成講習を修了した者

名称(資格)	業務内容等	設置事業場・規模別・業種別
<p>産 業 医</p> <p>(医師資格を有する他一定の要件を備えた者)</p> <p>労働安全衛生法(第13条)</p> <p>労働安全衛生規則(第13条)</p>	<p>1 毎月1回は作業場を巡視し、作業方法や衛生状態に有害のおそれがあるときには、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じること</p> <p>2 健康診断及び心理的な負担の程度を把握するための検査、面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること</p> <p>3 作業環境の維持管理、作業管理、健康管理に関すること</p> <p>4 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること</p> <p>5 労働衛生教育に関すること</p> <p>6 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること</p> <p>7 労働者の健康管理等について、統括安全衛生管理者に対して報告し、又は衛生管理者に対して指導や助言をすることができる</p>	<p>① 50人以上の事業場(1,000人以上又は有害業務従事者500人以上の事業場では専属の産業医を選任する)</p> <p>② ①以外の事業場においては産業医に準じた医師の選任や地域産業保健センターの利用等に努めること</p>
<p>作業主任者</p> <p>(都道府県労働局長の免許を受けた者又は一定の技能講習を修了した者)</p> <p>労働安全衛生法(第14条)</p>	<p>当該作業に従事する労働者の指揮その他の省令で定める事項を行うこと</p>	<p>労働安全衛生法施行令第6条に定める作業を有する事業場</p>
<p>安全委員会</p> <p>(総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者、安全管理者、安全に関する経験者)</p> <p>労働安全衛生法(第17条)</p>	<p>1 労働者の危険防止のための基本となるべき対策に関すること</p> <p>2 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること</p> <p>3 1、2に掲げるもののほか労働者の危険の防止に関する重要事項</p> <p>a 安全に関する規程の作成に関すること</p> <p>b 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること</p> <p>c 安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る)の作成、実施、評価及び改善に関すること</p> <p>d 安全教育の実施計画の作成に関すること</p> <p>e 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること</p>	<p>① 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾貨物運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業で常時50人以上の労働者を使用するもの</p> <p>② 上記①以外の製造業及び運送業並びに通信業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業及びゴルフ場業で常時100人以上の労働者を使用するもの</p>
<p>衛生委員会</p> <p>(事業の実施を統括管理する者、衛生管理者、衛生に関する経験者、その他産業医等)</p> <p>労働安全衛生法(第18条)</p>	<p>1 労働者の健康障害を防止するための基本的となるべき対策に関すること</p> <p>2 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること</p> <p>3 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること</p> <p>4 1～3に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項</p> <p>a 衛生に関する規程の作成に関すること</p> <p>b 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること</p> <p>c 安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る)の作成、実施、評価及び改善に関すること</p> <p>d 衛生教育の実施計画の作成に関すること</p> <p>e 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること</p> <p>f 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること</p> <p>g 定期に行われる健康診断、都道府県労働局長の指示を受けて行われる臨時の健康診断、自発的健康診断及び省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対</p>	<p>50人以上の事業場</p>

名称(資格)	業務内容等	設置事業場・規模別・業種別
	する対策の樹立に関すること h 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること i 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること j 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること k 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること	
安全衛生委員会 (総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全・衛生に関する経験者、その他等) 労働安全衛生法(第19条)	上記安全委員会及び衛生委員会の業務内容	安全委員会と衛生委員会を設けなければならないとされている事業所については、それぞれの設置にかえて安全衛生委員会を設けることができる

4. 安全衛生の点検

安全で健康な職場づくりのためには、まず、ハード、ソフト両面からの職場の安全衛生に関する状況について把握することが大切です。

安全管理体制、作業者の健康状態等の基本的な事項に問題はないか点検をし、点検によって危険有害な状況を見つけ、ただちに改善することが災害防止の決め手です。

1 安全点検

- だれが**
- 点検の対象、種類、内容等によって事業主から現場の労働者まであらゆる階層に渡るが、現場の事情を一番よく知っており、欠陥の是正について能力を有するラインの各地位にある者がよい。
- いつ**
- 点検の内容、緊急度、作業の様態等に応じて常時点検又は一定期間点検とする。
- どこを**
- 作業に関連するあらゆる不安全状態と不安全行為のあるところ。
- どのように**
- 場あたり主義にならぬよう、判断基準を定める等効果的に行えるよう計画を立てて、チェックリストを活用して実施。
- どうする**
- 点検結果について重要性や緊急性によりランク分けして評価を行う。
欠陥の早急な是正→是正措置の確認（結果の報告を求める）

2 衛生点検

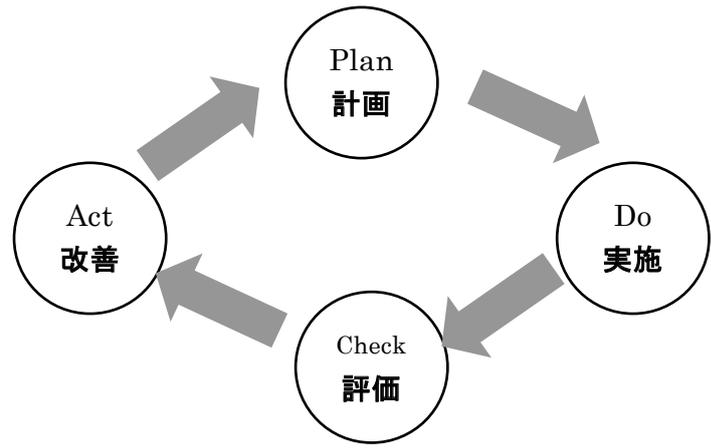
- なにを** 職場における設備面、人や保護具の管理状態等広範囲にわたる衛生点検により衛生管理を進める。
- だれが**
- どのように**
- | | | | | |
|---------------|---|------|---|------------------------|
| 生産工程別
作業場別 | } | 自主点検 | — | 衛生管理者 |
| | | 定期点検 | — | 安全衛生推進者又は衛生推進者 |
| | | 日常点検 | — | 職長、職場監督者 |
| | | 月例点検 | — | 事業者、幹部職員、産業医などを
含めて |
- いつ** 作業条件、季節、月間、週間、一日における正常な作業状態を中心にして行う。
- どうする** 迅速な結果報告
事後措置の進め方具体例
- 問題点を項目別に重要性や緊急性にランク分けし、社内基準を作って優先順位を決める。
 - 問題の内容が大規模な場合は、問題解決のための組織をつくり、必要に応じて外部の専門家や専門メーカーなどの協力を求める。
 - 予算措置、対策結果の見直し。

3 労働安全衛生マネジメントシステムについて

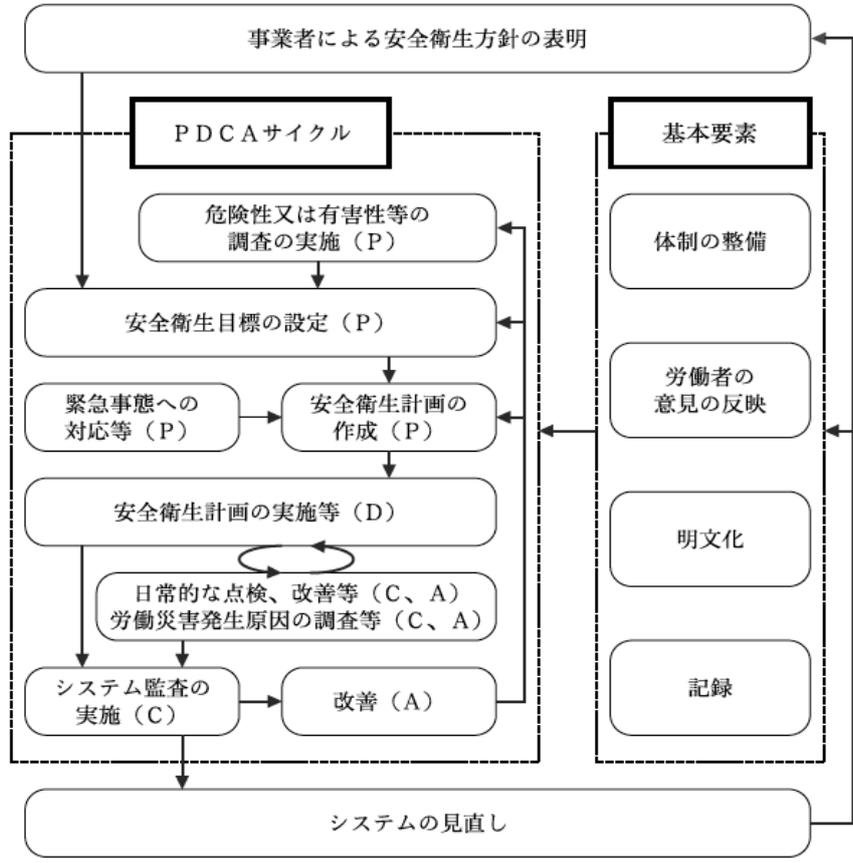
事業場における労働安全衛生の水準の向上に資するため、平成 11 年 4 月に定められた「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」は平成 18 年 3 月に改正され、平成 18 年 4 月 1 日から適用されています。

[指針の適用]…全ての業種及び規模の事業所

労働安全衛生マネジメントシステム(労働安全衛生対策を PDCA サイクルで)



[労働安全衛生マネジメントシステムの概要 (流れ図)]



労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

(平成 18 年 3 月 10 日 厚生労働省告示 113 号)

● 目的

第 1 条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

第 2 条 この指針は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

● 定義

第 3 条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働安全衛生マネジメントシステム 事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるものをいう。

イ 安全衛生に関する方針(以下「安全衛生方針」という。)の表明

ロ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置

ハ 安全衛生に関する目標(以下「安全衛生目標」という。)の設定

ニ 安全衛生に関する計画(以下「安全衛生計画」という。)の作成、実施、評価及び改善

二 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置が適切に実施されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

● 適用

第 4 条 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。

● 安全衛生方針の表明

第 5 条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針は、事業場における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。

一 労働災害の防止を図ること。

二 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。

三 法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程(以下「事業場安全衛生規程」という。)等を遵守すること。

四 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。

● 労働者の意見の反映

第 6 条 事業者は、安全衛生目標の設定並びに安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に当たり、安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。以下同じ。)の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

● 体制の整備

第 7 条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

一 システム各級管理者(事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。)の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させること。

二 システム各級管理者を指名すること。

三 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。

四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。

五 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

● 明文化

第 8 条 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。

一 安全衛生方針

二 システム各級管理者の役割、責任及び権限

三 安全衛生目標

四 安全衛生計画

五 第 6 条、次項、第 10 条、第 13 条、第 15 条第 1 項、第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき定められた手順

2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

●記録

(記録)

第9条 事業者は、安全衛生計画の実施状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

●危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

第10条 事業者は、法第28条の2第2項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険性又は有害性等を調査するものとする。

2 事業者は、法又はこれに基づく命令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項の調査の結果に基づき労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を決定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施する措置を決定するものとする。

●安全衛生目標の設定

第11条 事業者は、安全衛生方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかとするとともに、当該目標を労働者及び関係請負人その他の関係者に周知するものとする。

- 一 前条第1項の規定による調査結果
- 二 過去の安全衛生目標の達成状況

●安全衛生計画の作成

第12条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。

2 安全衛生計画は、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定めるものであり、次の事項を含むものとする。

- 一 第10条第2項の規定により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
- 二 日常的な安全衛生活動の実施に関する事項
- 三 安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項
- 四 関係請負人に対する措置の内容及び実施時期に関する事項
- 五 安全衛生計画の期間に関する事項
- 六 安全衛生計画の見直しに関する事項

●安全衛生計画の実施等

第13条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項について労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

●緊急事態への対応

第14条 事業者は、あらかじめ、労働災害発生の急迫した危険がある状態(以下「緊急事態」という。)が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

●日常的な点検、改善等

第15条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。

2 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、前項の日常的な点検及び改善並びに次条の調査等の結果を反映するものとする。

●労働災害発生原因の調査等

第16条 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。

●システム監査

第17条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、第五条から前条までに規定する事項についてシステム監査を適切に実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を適切に実施するものとする。

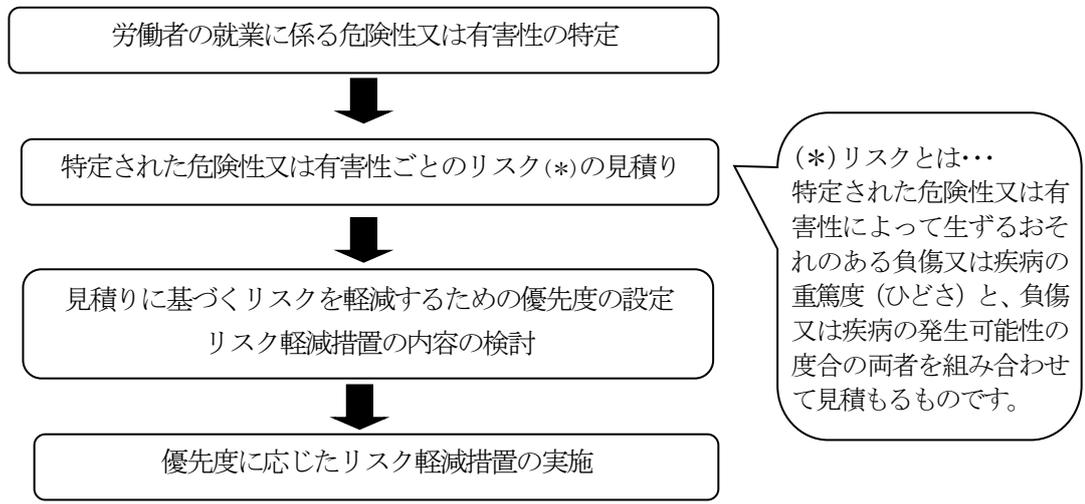
2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置の実施について改善を行うものとする。

●労働安全衛生マネジメントシステムの見直し

第18条 事業者は、前条第1項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

4 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）

危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)とは、労働者の就業に係る危険性又は有害性(ハザード)を特定し、それに対する対策を検討する一連の流れです。事業者はリスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減措置を実施するよう努めなければなりません。



危険性又は有害性等の調査等に関する指針

(平成 18 年 3 月 10 日 指針公示第 1 号)

- 1 趣旨等

生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな機械設備・化学物質が導入されていること等により、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっている。

このような現状において、事業場の安全衛生水準の向上を図っていくため、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 28 条の 2 第 1 項において、労働安全衛生関係法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、事業者が自主的に個々の事業場の建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等の調査(以下単に「調査」という。)を実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずることが事業者の努力義務として規定されたところである。

本指針は、法第 28 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該措置が各事業場において適切かつ有効に実施されるよう、その基本的な考え方及び実施事項について定め、事業者による自主的な安全衛生活動への取組を促進することを目的とするものである。

また、本指針を踏まえ、特定の危険性又は有害性の種類等に関する詳細な指針が別途策定されるものとする。詳細な指針には、「化学物質等による労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置に関する指針」、機械安全に関して厚生労働省労働基準局長の定めるものが含まれる。

なお、本指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成 11 年労働省告示第 53 号)に定める危険性又は有害性等の調査及び実施事項の特定の具体的実施事項としても位置付けられるものである。
- 2 適用

本指針は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性(以下単に「危険性又は有害性」という。)であって、労働者の就業に係る全てのものを対象とする。
- 3 実施内容

事業者は、調査及びその結果に基づく措置(以下「調査等」という。)として、次に掲げる事項を実施するものとする。

 - (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定
 - (2) (1)により特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合(以下「リスク」という。)の見積り
 - (3) (2)の見積りに基づくリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置(以下「リスク低減措置」という。)内容の検討
 - (4) (3)の優先度に対応したリスク低減措置の実施

4 実施体制等

- (1) 事業者は、次に掲げる体制で調査等を実施するものとする。
- ア 総括安全衛生管理者等、事業の実施を統括管理する者(事業場トップ)に調査等の実施を統括管理させること。
 - イ 事業場の安全管理者、衛生管理者等に調査等の実施を管理させること。
 - ウ 安全衛生委員会等(安全衛生委員会、安全委員会又は衛生委員会をいう。)の活用等を通じ、労働者を参画させること。
 - エ 調査等の実施に当たっては、作業内容を詳しく把握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせるように努めること。
 - オ 機械設備等に係る調査等の実施に当たっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるように努めること。
- (2) 事業者は、(1)で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

5 実施時期

- (1) 事業者は、次のアからオまでに掲げる作業等の時期に調査等を行うものとする。
- ア 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
 - イ 設備を新規に採用し、又は変更するとき。
 - ウ 原材料を新規に採用し、又は変更するとき。
 - エ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
 - オ その他、次に掲げる場合等、事業場におけるリスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき。
 - (ア) 労働災害が発生した場合であって、過去の調査等の内容に問題がある場合
 - (イ) 前回の調査等から一定の期間が経過し、機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- (2) 事業者は、(1)のアからエまでに掲げる作業を開始する前に、リスク低減措置を実施することが必要であることに留意するものとする。
- (3) 事業者は、(1)のアからエまでに係る計画を策定するときは、その計画を策定するときにおいても調査等を実施することが望ましい。

6 対象の選定

- 事業者は、次により調査等の実施対象を選定するものとする。
- (1) 過去に労働災害が発生した作業、危険な事象が発生した作業等、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能であるものは、調査等の対象とすること。
- (2) (1)のうち、平坦な通路における歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらさないと予想されるものについては、調査等の対象から除外して差し支えないこと。

7 情報の入手

- (1) 事業者は、調査等の実施に当たり、次に掲げる資料等を入手し、その情報を活用するものとする。入手に当たっては、現場の実態を踏まえ、定常的な作業に係る資料等のみならず、非定常作業に係る資料等も含めるものとする。
- ア 作業標準、作業手順書等
 - イ 仕様書、化学物質等安全データシート(MSDS)等、使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報
 - ウ 機械設備等のレイアウト等、作業の周辺の環境に関する情報
 - エ 作業環境測定結果等
 - オ 混在作業による危険性等、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
 - カ 災害事例、災害統計等
 - キ その他、調査等の実施に当たり参考となる資料等
- (2) 事業者は、情報の入手に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 新たな機械設備等を外部から導入しようとする場合には、当該機械設備等のメーカーに対し、当該設備等の設計・製造段階において調査等を実施することを求め、その結果を入手すること。
 - イ 機械設備等の使用又は改造等を行おうとする場合に、自らが当該機械設備等の管理権原を有しないときは、管理権原を有する者等が実施した当該機械設備等に対する調査等の結果を入手すること。
 - ウ 複数の事業者が同一の場所で作業する場合には、混在作業による労働災害を防止するために元方事業者が実施した調査等の結果を入手すること。
 - エ 機械設備等が転倒するおそれがある場所等、危険な場所において、複数の事業者が作業を行う場合には、元方事業者が実施した当該危険な場所に関する調査等の結果を入手すること

8 危険性又は有害性の特定

- (1) 事業者は、作業標準等に基づき、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定するために必要な単位で作業を洗い出した上で、各事業場における機械設備、作業等に応じてあらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して、各作業における危険性又は有害性を特定するものとする。
- (2) 事業者は、(1)の危険性又は有害性の特定に当たり、労働者の疲労等の危険性又は有害性への付加的影響を考慮するものとする。

9 リスクの見積り

- (1) 事業者は、リスク低減の優先度を決定するため、次に掲げる方法等により、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度及びそれらの発生の可能性の度合をそれぞれ考慮して、リスクを見積もるものとする。ただし、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量をそれぞれ考慮して見積もることができる。
 - ア 負傷又は疾病の重篤度とそれらが発生する可能性の度合を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ重篤度及び可能性の度合に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
 - イ 負傷又は疾病の発生する可能性とその重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算又は乗算等してリスクを見積もる方法
 - ウ 負傷又は疾病の重篤度及びそれらが発生する可能性等を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
- (2) 事業者は、(1)の見積りに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測すること。
 - イ 過去に実際に発生した負傷又は疾病の重篤度ではなく、最悪の状況を想定した最も重篤な負傷又は疾病の重篤度を見積もること。
 - ウ 負傷又は疾病の重篤度は、負傷や疾病等の種類にかかわらず、共通の尺度を使うことが望ましいことから、基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用すること。
 - エ 有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づき、有害性が存在すると仮定して見積もるよう努めること。
- (3) 事業者は、(1)の見積りを、事業場の機械設備、作業等の特性に応じ、次に掲げる負傷又は疾病の類型ごとに行うものとする。
 - ア はさまれ、墜落等の物理的な作用によるもの
 - イ 爆発、火災等の化学物質の物理的効果によるもの
 - ウ 中毒等の化学物質等の有害性によるもの
 - エ 振動障害等の物理因子の有害性によるもの
 また、その際、次に掲げる事項を考慮すること。
 - ア 安全装置の設置、立入禁止措置その他の労働災害防止のための機能又は方策(以下「安全機能等」という。)の信頼性及び維持能力
 - イ 安全機能等を無効化する又は無視する可能性
 - ウ 作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は危険行動の可能性

10 リスク低減措置の検討及び実施

- (1) 事業者は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位でリスク低減措置内容を検討の上、実施するものとする。
 - ア 危険な作業の廃止・変更等、設計や計画の段階から労働者の就業に係る危険性又は有害性を除去又は低減する措置
 - イ インターロック、局所排気装置等の設置等の工学的対策
 - ウ マニュアルの整備等の管理的対策
 - エ 個人用保護具の使用
- (2) (1)の検討に当たっては、リスク低減に要する負担がリスク低減による労働災害防止効果と比較して大幅に大きく、両者に著しい不均衡が発生する場合であって、措置を講ずることを求めることが著しく合理性を欠くと考えられるときを除き、可能な限り高い優先順位のリスク低減措置を実施する必要があるものとする。
- (3) なお、死亡、後遺障害又は重篤な疾病をもたらすおそれのあるリスクに対して、適切なリスク低減措置の実施に時間を要する場合は、暫定的な措置を直ちに講ずるものとする。

11 記録

事業者は、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 洗い出した作業
- (2) 特定した危険性又は有害性
- (3) 見積もったリスク
- (4) 設定したリスク低減措置の優先度
- (5) 実施したリスク低減措置の内容

なお、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(平成28年6月1日以降、平成18年指針公示第2号は廃止され平成27年指針公示第3号)も示されています。

5. 安全衛生教育

1 安全衛生教育

対 象	内 容
新規採用時・配置転換時の教育	① 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること ② 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること ③ 作業手順に関すること ④ 作業開始時の点検に関すること ⑤ 作業した場合に発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること ⑥ 整理整頓及び清潔の保持に関すること ⑦ 事故時における応急措置及び退避に関すること ⑧ 以上のほか作業に関する安全又は衛生のために必要なこと ※ 事務労働を主体とする者については、以上の①～④のことについての教育を省略しても可
一般従業員教育	朝礼時、昼礼時等様々な機会をとらえての安全衛生教育 等 職場巡視の際の不安全行動の指摘等の現場教育
職長又は現場監督者教育	① 作業方法の決定及び従業員の配置に関すること ② 従業員に対する指導又は監督の方法に関すること ③ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること ④ 異常時における措置に関すること ⑤ その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること
危険有害業務従事者特別教育	労働安全衛生規則第36条で定める危険、有害業務を行う者については、特別な教育を行わねばならない
安全管理者・安全衛生推進者、衛生管理者・衛生推進者等教育	業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を受けるよう定められています。 (安全管理者及び衛生管理者については以下を参照して下さい)
各種教育の推進	① 一般従業員教育については、法令上教育内容及び講師等についての規制はありません。 ② 新規採用時等教育については、法令上、教育項目についての規制はありますが、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生を確保するために必要な内容及び時間をもって行うものとしします。 ③ 職長教育及び特別教育については、法令上教育内容及び教育時間について規制されております。 ④ 技能講習については、登録教習機関で受講しなければなりません。

2 安全管理者及び衛生管理者になるには

(1) 安全管理者

労働安全衛生規則第5条に規定されているとおり、学歴に応じた産業安全の実務経験年数と厚生労働大臣が定める研修修了の要件を満たす必要があります (P78 参照)。

なお、各労働災害防止団体では、安全管理者の実務能力向上のために厚生労働大臣が定める研修及び各種講習会を行っています。

(2) 衛生管理者（労働安全衛生規則第10条）

衛生管理者になるには、次の①から⑦のいずれかの資格が必要です（P78参照）。

- ① 衛生管理者免許(第1種・第2種)、衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- ② 医師
- ③ 歯科医師
- ④ 労働衛生コンサルタント
- ⑤ 保健体育又は保健の教科について中学校教諭免許状もしくは高等学校教諭免許状を有する者であって学校に在職中の者
- ⑥ 養護教諭免許状を有する者であって学校に在職中の者
- ⑦ 大学又は高等専門学校において保健体育に関する科目を担当する教授、准教授又は講師

衛生管理者免許の取得について

次の方が衛生管理者免許を受けることができます。

- ① 衛生管理者資格試験合格者(第1種・第2種)

(指定試験機関) 公益財団法人 安全衛生技術試験協会(東京都千代田区西神田 3-8-1)

TEL03-5275-1088 <http://www.exam.or.jp/index.htm>

(試験会場) 関東安全衛生技術センター(千葉県市原市能満 2089 番地)

TEL0436-75-1141 <http://www.cc.rim.or.jp/~kanto3/index.htm>

- ② 大学又は高等専門学校において医学に関する課程を修めて卒業した者
 - ③ 保健師免許を有する者
 - ④ 外国の医学校を卒業し、又は外国の医師免許を受けた者で我が国の医師国家試験の受験資格を有する者
 - ⑤ 歯科医師国家試験の受験資格を有する者
 - ⑥ 薬剤師免許を有する者
 - ⑦ 無試験で資格を付与される大学で一定の学科目を修めた者
- ※ ②から⑦は、無試験で第1種衛生管理者免許が付与されます。
- (免許申請の問合せ) 神奈川労働局健康課(神奈川県横浜市中区北仲通 5-57)
- 045-211-7353 http://www.kana-rou.go.jp/users/ki_jyun/eimenkyo.htm

衛生工学衛生管理者について

衛生工学衛生管理者の免許は、次のいずれかの方で、**厚生労働大臣の定める講習を修了した方**に付与されます。

- ① 大学又は高等専門学校において工学又は理学に関する課程を修めた者
- ② 職業能力開発総合大学校における長期課程の指導員訓練を修了した者
- ③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- ④ 第1種衛生管理者試験に合格した者
- ⑤ 大学で一定の学科目を修め、無試験で第1種衛生管理者免許を付与される者
- ⑥ 作業環境測定士となる資格を有する者

[厚生労働大臣が定める講習]

(指定講習機関) 中央労働災害防止協会東京安全衛生教育センター

(東京都清瀬市梅園 1-4-6) TEL042-491-6920

6. 作業環境測定

労働安全衛生法では、労働者の健康管理のため、作業環境の維持管理と測定、健康診断、病者の就業禁止、健康保持増進のため便宜供与等の規定があります。

1 作業環境測定

作業環境の有害要因による労働者の健康被害防止のため、作業環境測定の実施が義務づけられています。

また、作業環境測定を行った結果についても作業環境評価基準に従い評価を行い、健康保持のため必要とされる措置を講ずるよう定められています。

環境測定を必要とする作業場、測定回数、評価を必要とする作業場については表のとおりです。

表 作業環境の測定等を行うべき作業場

作業場の種類（施行令第21条）		関係規則	測定回数	測定の種類	記録の保存年数
①	土石・岩石・金属・鉱物又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	6月以内 ごとに1回	空気中の粉じん濃度 遊離けい酸含有率	7
2	暑熱・寒冷又は多湿の屋内作業場	安衛則 607条	半月以内 ごとに1回	気温・湿度・ふく射熱	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590条 591条	6月以内 ごとに1回	等価騒音レベル	3
4	坑内の作業場 炭酸ガスが停滞し又は停滞のおそれがある坑内の作業場	安衛則 592条 603条 612条	1月以内 ごとに1回	炭酸ガス	3
	坑内の作業場 気温が28℃を超え又は超えるおそれのある坑内の作業場		半月以内 ごとに1回	気 温	3
	坑内の作業場 通気設備のある作業場		半月以内 ごとに1回	通 気 量	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	原則2月以内 ごとに1回	CO・CO ₂ 、室温・ 外気温、相対湿度	3
6	行放射線業務を 1 放射線業務を行う管理区域	電離則 54条 55条	1月以内 ごとに1回	外部放射線による線 量当量率	5
	作線業務を ② 放射性物質取扱作業室 3 坑内の核原料物質の掘採の 業務を行う作業場		1月以内 ごとに1回	空气中放射性物質濃 度	5
⑦	特定化学物質等を製造し、または取り扱う屋内作業場など 第1類物質・第2類物質	特化則 36条	6月以内 ごとに1回	第1類物質または第 2類物質の空气中の 濃度	3 （特定の物については30 年間）

作業場の種類（施行令第21条）	関係規則	測定回数	測定の種類	記録の保存年数
⑧ 一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛 則 52条	1年以内 ごとに1回	空気中の鉛濃度	3
△ 酸素欠乏危険箇所において作業を行う場合の当該作業場	酸 欠 則 3条	その日の 作業開始前	空気中の酸素濃度 硫化水素発生危険場所 の場合は同時に硫化水 素濃度	3
⑩ 令別表第6の2第1号～第47号までに掲げる有機溶剤業務を行う屋内作業場	有 機 則 28条	6月以内 ごとに1回	当該有機溶剤の空気 中の濃度	3

- (注) 1. 「粉じん則」とは粉じん障害防止規則、「安衛則」とは労働安全衛生規則、「事務所則」とは事務所衛生基準規則、「特化則」とは特定化学物質等障害予防規則、「電離則」とは電離放射線障害防止規則、「鉛則」とは鉛中毒予防規則、「酸欠則」とは酸素欠乏症等防止規則、「有機則」とは有機溶剤中毒予防規則、「令」とは労働安全衛生法施行令の略。
2. 作業場の種類の欄の番号に○印を付した作業場は指定作業場であり、測定は作業環境測定士または作業環境測定機関が行わなければならない。△印を付した作業場の測定は酸欠作業主任者に行わせること。
3. 施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合、遅滞なく測定すること。
- 2 作業環境測定を行う場合には、その目的や方法により、次のようなものがあります。
- (1) 作業環境における有害要因を一定の水準以下に管理するための測定
労働者の作業に伴ってばく露される平均的ばく露量を減少させるために行う測定で法規により定期的に行うことになっています。また、特に定められた有害作業場については、作業者の行動範囲や有害物の発生・拡散状態などを考慮して、登録を行った作業環境測定士または作業環境測定機関による測定が義務づけられています。
- (2) 必要により随時行う測定
新しい設備の導入や原材料、生産方法、作業方法などの変更に伴って、有害性の予測や環境改善などの結果の効果を確認したり、評価するために行うものです。また、酸素欠乏危険作業は毎日の作業開始前に行います。
- (3) 健康診断の結果などから作業環境を再検討するための臨時に行う測定
健康診断の結果をより正確に評価したり作業環境の実態や特定の労働者の個人的ばく露量などを再検討する必要がある場合、臨時に行う測定です。
- (4) 局所排気装置の性能を点検するための測定
特定化学物質や鉛化合物などを取扱う作業でフード周辺における空気中の濃度を測定して、局所排気装置の性能を評価するための測定です。

事務所の衛生基準については、「事務所衛生基準規則」により、次のように定められています。

事務所衛生基準規則

項目		基準		備考	
事務所 の 環 境 管 理	空気環境	気積	10 m ³ /人以上とすること	定員により計算すること	
		窓その他の開口部	最大開放部分の面積が床面積の 1/20 以上とすること	1/20 未満のとき換気装置を設けること	
	室内空気環境基準	一酸化炭素	50ppm 以下とすること	検知管等により測定すること	
		二酸化炭素	0.5%以下とすること	〃	
	温度	10℃以下のとき	暖房等の措置を行うこと		
		冷房実施のとき	外気温より著しく低くしないこと	外気温との差は 7℃以内とすること	
	空気調和設備	供給空気 の清浄度	浮遊粉じん (約 10マイクロメートル以下)	0.15mg/m ³ 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
			一酸化炭素	10ppm 以下とすること	検知管等により測定すること
			二酸化炭素	0.1%以下とすること	〃
			ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ 以下とすること	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ・3-ヒドラジノ・5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
		室内空気 の基準	気流	0.5m/s 以下とすること	0.2m/s 以上の測定可能な風速計により測定すること
			室温	17℃以上 28℃以下になるように努めること	0.5 度目盛の温度計により測定すること
	測定 (中央管理方式の空気調和設備を設けている場合)	相対湿度	40%以上 70%以下になるように努めること	0.5 度目盛の乾湿球の湿度計(アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)	
				室温、湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について 2 月以内ごとに 1 回、定期的に行うこと ただし、室温及び湿度については、1 年間、基準を満たし、かつ、今後 1 年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3～5 月)又は秋(9～11 月)、夏(6～8 月)、冬(12～2 月)の年 3 回の測定とすることができること	測定結果を記録し、3 年間保存すること
	機械換気設備	供給空気 の清浄度	浮遊粉じん (約 10マイクロメートル以下)	0.15mg/m ³ 以下とすること	空気調和設備の場合と同様
			一酸化炭素	10ppm 以下とすること	
			二酸化炭素	0.1%以下とすること	
			ホルムアルデヒド	0.1mg/m ³ 以下とすること	
		室の気流	0.5m/s 以下とすること		
	ホルムアルデヒド		室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する 6 月から 9 月までの期間に 1 回、測定すること		2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ・3-ヒドラジノ・5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること
燃焼器具	室等の換気		排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること		
	器具の点検		異常の有無の日常点検を行うこと		
	室内空気環境基準	一酸化炭素	50ppm 以下とすること	検知管等により測定すること	
二酸化炭素		0.5%以下とすること	〃		
空気調和設備	冷却塔	水質	水道法第 4 条に規定する水質基準に適合させること		
		点検	使用開始時、使用を開始した後、1 月以内ごとに 1 回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1 月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)	
		清掃	1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと	

項目			基準	備考	
事務室の環境管理	空気調和設備	加湿装置	水質	水道法第 4 条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点検	使用開始時、使用を開始した後、1 月以内ごとに 1 回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1 月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)
		清掃	1 年以内ごとに 1 回、定期に行うこと		
	空気調和設備の排水受け	点検	使用開始時、使用を開始した後、1 月以内ごとに 1 回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1 月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)	
		機械による換気のための設備の点検		初めて使用するとき、分解して改造、修理の際及び 2 月以内ごとに 1 回定期的に行うこと	結果を記録し、3 年間保存すること
	採光・照明	照度	精密な作業	300 ルクス以上とすること	
			普通の作業	150 ルクス以上とすること	
			粗な作業	70 ルクス以上とすること	
		採光・照明の方法		①明暗の対象を少なくすること(局所照明と全般照明を併用) ②まぶしさをなくすこと	局所照明に対する全般照明の比は約 1/10 以上が望ましい 光源と目を結ぶ線と視線とがなす角度は 30 度以上が望ましい
	照明設備の点検		6 月以内ごとに 1 回、定期に行うこと		
騒音等伝ばの防止	カード穿孔機、タイプライター等の事務用機器を、5 台以上集中して作業を行わせる場合		①作業室を専用室とすること ②専用室はしゃ音及び吸音の機能を持つ天井及び隔壁とすること		
	給水	水質基準		水道法第 4 条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること
給水せんにおける水に含まれる残留塩素		通常	遊離残留塩素の場合 0.1ppm 以上とすること 結合残留塩素の場合 0.4ppm 以上とすること		
		汚染等の場合	遊離残留塩素の場合 0.2ppm 以上とすること 結合残留塩素の場合 1.5ppm 以上とすること		
排水設備		汚水の漏出防止のための補修及び掃除を行うこと			
清掃等の実施	大掃除		6 月以内ごとに 1 回、定期に、統一的行うこと		
	ねずみ、昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査	6 月以内ごとに 1 回、定期に、統一的行うこと	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講じること	
		殺そ剤、殺虫剤	業事法の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること		
廃棄物		労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること			
便所	区別	男性用と女性用に分けること		清潔に保ち、汚物を適当に処理すること	
	男性用大便所	60 人以内ごとに 1 個とすること			
	男性用小便所	30 人以内ごとに 1 個とすること			
	女性用便所	20 人以内ごとに 1 個とすること			
	便池	汚物が土中に浸透しない構造とすること			
手洗い設備		流出する清浄な水を十分に供給すること			
洗面		洗面設備を設けること			
被服汚染の作業		更衣設備を設けること			
被服湿潤の作業		被服の乾燥設備を設けること			
休養	休憩		休憩の設備を設けるよう努めること		
	夜間の睡眠、仮眠		睡眠又は仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講ずること	
	50 人以上又は女性 30 人以上		休養室又は休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること	
	持続的立業		いすを備え付けること		
救急用具の備え付け		負傷者の手当てに必要な用具、材料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと		

7. 健康診断

働く人の健康を維持し、さらに向上させる健康管理は、労働衛生管理のなかでも重要な部分を占めております。特に健康診断は、職業性疾病の予防や生活習慣病対策など健康管理の中心的役割を果たすものであり、事業者に対して業務の内容に応じた健康診断を実施することを義務付けています。

また、平成8年及び17年の法改正により、事業者には次のことが義務付けられています。

- ① 有所見者の健康診断結果について、医師・歯科医師の意見を聴くこと
- ② ①の医師等の意見を聴いて必要があるときは、就業場所の変更等適切な事後措置を講ずること
- ③ 労働者に対して、一般健康診断結果及び特殊健康診断結果(法定のものに限る)について通知すること
- ④ 健康診断結果に基づいて必要な労働者に対して医師又は保健師等による保健指導を行うように務めること

○深夜業に従事する労働者の健康管理の充実

平成12年4月から、事業者には次のことが義務づけられています。

- ① 深夜に従事する労働者が自発的に受診した健康診断の結果(有所見者に係るものに限る。)について、医師の意見を聴くこと
- ② ①の医師等の意見を聴いて必要があるときは、作業の転換、深夜業の回数の減少等の措置を講ずること

一般健康診断項目の改正について

平成19年7月6日の労働安全衛生規則の改正により、健康診断項目に腹囲を加える等の改正及びこれに伴う様式が改正され、平成20年4月1日から施行されています。

ストレスチェック制度の創設について

平成27年12月1日からストレスチェックの実施が義務化(労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務)されました。

労働衛生法規に定められた健康診断の概要一覧表

種類	法規	時期	対 象	回 数	健 康 診 断 項 目	報 告 の 要 否
一 般 健 康 診 断	労働安全衛生規則第43条	雇 い 入 れ 時	1. 常時使用する労働者		1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無 3. 身長、体重、腹囲、視力、聴力 4. 胸部エックス線 5. 血圧 6. 貧血(赤血球数、血色素量) 7. 肝機能(GOT、GPT、γ-GTP) 8. 血中脂質(低比重リポ蛋白コレステロール(LDL コレステロール)、HDL コレステロール、血清トリグリセライド) 9. 血糖 10. 尿中の糖及び蛋白の有無 11. 心電図	不 要
	労働安全衛生規則第44条	定 期	1. 常時使用する労働者	1年以内ごとに1回	1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無 3. 身長、体重、腹囲、視力、聴力 4. 胸部エックス線及び喀痰 5. 血圧 6. 貧血(赤血球数、血色素量) 7. 肝機能(GOT、GPT、γ-GTP) 8. 血中脂質(低比重リポ蛋白コレステロール(LDL コレステロール)、HDL コレステロール、血清トリグリセライド) 9. 血糖 10. 尿中の糖及び蛋白の有無 11. 心電図	常時50人以上の事業場のみ報告

種類	法規	時期	対 象	回 数	健康診断項目	報告の要否
一般健康診断	労働安全衛生規則第44条	定	1. 常時使用する労働者	1年以内ごとに1回	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断項目の省略 次の場合、医師が必要でないと認めるときは健診項目を省略することができます。 イ 身長は、20歳以上の者 ロ 腹囲は、①40歳未満の者(35歳の者を除く)、②妊娠中の女性その他内臓脂肪蓄積の反映なしと診断されたもの、③BMIが20未満の者、④自ら腹囲を測定し申告した者(BMIが22未満に限る) ハ 胸部エックス線検査は、40歳未満の者(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く)で次のいずれにも該当しない者 (1)感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者 (2)じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者 ニ かくたん検査は、次のいずれかに該当する者 (1)胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 (2)胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 (3)40歳未満の者(20歳、25歳、30歳及び35歳を除く)で次のいずれにも該当しない者 1)感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等の労働者 2)じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者 ホ 6～9の検査については、40歳未満の者(35歳を除く) ヘ 11の検査については、40歳未満の者(35歳を除く) ● 聴力検査 1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの純音を用いるオージオメーターによる聴力の検査を原則としますが、45歳未満の者(35歳、40歳を除く)については医師が適当と認める聴力検査方法によることができます。 	常時50人以上の事業場のみ報告
		期	1. 深夜業、坑内労働等の特定の業務(労働安全衛生規則第13条の業務)に従事する労働者 注;エチレンオキシド、ホルムアルデヒドを使用する業務に従事する方の健康診断はこちらに含まれます。	6月1回	<p>同 上 (P95の労働安全衛生法第44条の1～11の項目) 但し4については1年以内ごとに1回で足りる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断項目の省略 同上(ハ及びニの(3)を除く)にさらに次の省略が認められています。 貧血、肝機能、血中脂質血糖及び心電図については、前回(6月以内)その検査項目について健診を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。 ● 聴力検査 1,000ヘルツ及び4,000ヘルツの純音を用いるオージオメーターによる聴力の検査を原則としますが、前回(6月以内)このような聴力検査を受けた者又は45歳未満の者(35歳及び40歳の者を除く)については、医師が適当と認める検査方法によることができます。 	同 上
		労働安全衛生規則第47条	雇い入れ時	1. 事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者		検便による健康診断

種類	法規	時期	対 象	回 数	健 康 診 断 項 目	報 告 の 要 否
海外派遣労働者の健康診断	労働安全衛生規則第45条の2	海外派遣前・帰国後	1. 本邦外の地域に6月以上派遣される労働者		1. 既往歴及び業務歴の調査 2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3. 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4. 胸部エックス線検査及びびかくたん検査 5. 血圧の測定 6. 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査） 7. 貧血検査（血色素量、赤血球数） 8. 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP） 9. 血中脂質検査（低比重リポ蛋白コレステロール(LDL コレステロール)、HDL コレステロール、血清トリグリセライド） 10. 心電図検査（医師が必要と認める場合に行う項目） 11. 腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査） 12. 血糖検査 13. 血液中の尿酸の量の検査 14. B型肝炎ウイルス抗体検査 15. A B O式及びRh式の血液型検査（派遣時に限る。） 16. 糞便塗抹検査（帰国時に限る。） 健康診断項目の省略 ● 身長検査及びびかくたん検査は、医師が必要でないと認めるときは省略できます。この場合省略基準は、一般定期健康診断の場合と同じです。 ● 労働安全衛生規則第43条（雇入時健診）、第44条（定期健診）、第45条（特定業務従事者の健診）または労働安全衛生法第66条第2項（特殊健診）の健康診断を受けた者については、当該健康診断実施の日から6月間は、同一の検査項目を省略することができます。	不 要
ストレスチェック	労働安全衛生規則第52条の9	定期	1. 常時使用する労働者（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）	1年以内ごとに1回	1. 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目 2. 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目 3. 職場における他の労働者による当該労働者への支援	常時50人以上の事業場のみ報告

種類	法規	時期	対象	回数	健康診断項目	報告の要否
特殊健康診断	労働安全衛生規則第48条	雇入れ時及び配置期	1. 塩酸、硫酸、硝酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん、その他歯又は支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所に従事する労働者 令第22条第3項	6月1回	1. 歯科医師による歯牙等の検査	1. 雇入れ時、配置替えの際不要 2. 定期は常時50人以上の事業場のみ報告
	じん肺法第7条の2	就業時	1. じん肺法施行規則別表の業務に常時従事する労働者		1. エックス線写真（直接撮影による胸部全域）による検査 2. 粉じん職歴の調査 3. 胸部に関する臨床検査 4. 肺機能検査 5. 結核精密検査 6. 肺結核以外の合併症に関する検査（肺がんに関する検査を含む）	1. じん肺にかかっているものと思われるものについて検査項目に関する書類を都道府県労働局長に提出してじん肺管理区分の決定を受ける 2. 毎年の実施状況報告を翌年2月末日までに提出する
		定期	1. 常時粉じん作業に従事する労働者 2. 常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事し管理区分2に該当する者	3年以内に1回		
		離職時	1. 常時粉じん作業に従事する労働者で管理区分2・3に該当する者 2. 常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事し管理区分3に該当する者	1年以内に1回		
	9条の2	定期	1. 従来無所見とされていた労働者がじん肺健康診断以外の健康診断でじん肺所見またはその疑いがある時 2. 合併症に罹患し、療養している者が1年をこえて療養した後に、休業または療養を要しないと診断された時	遅滞なく		
		例外	常時粉じん作業に従事したことがあり、現在は非粉じん作業に従事している、管理2の者（定期一般健康診断において肺がんにかかっている疑いがないと診断された場合を除く）	1年以内ごとに1回	肺がんに関する検査	
	四アルキル鉛中毒予防規則第22条	雇入れ時及び配置期	1. 四アルキル鉛業務に従事する者（遠隔操作による隔離室のものを除く） 令第22条第1項第5号	3月以内ごとに1回	1. 血圧測定 2. 血色素量又は全血比重の検査 3. 好塩基点赤血球数又は尿中コプロポルフィリンの検査 4. 神経症状等の検査	その都度報告ただし、定期のものに限る
電離放射線障害防止規則第56条		雇入れ時及び配置期	1. 放射線業務従事者 令第22条第1項第2号	6月以内ごとに1回	1. 被ばく歴の有無の調査 2. 白血球数及び白血球百分率の検査 3. 赤血球数、血色素量又はヘマトクリット値の検査 4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査	その都度報告ただし、定期のものに限る

種類	法規	時期	対象	回数	健康診断項目	報告の要否
特殊健康診断	石綿障害予防規則第40条	定	1. ベンジジン及びその塩 1の2. ビス(クロロメチル)エーテル 2. ベータナフチルアミン及びその塩 3. ジクロルベンジジン及びその塩 4. アルファナフチルアミン及びその塩 5. オルトトリジン及びその塩 6. ジアニシジン及びその塩 7. ベリリウム及びその化合物 8. ベンゾトリクロリド 9. インジウム化合物 ※9の2. エチルベンゼン 9の3. エチレンイミン 10. 塩化ビニル ※11. オーラミン ※12. クロム酸及びその塩 13. クロロメチルメチルエーテル ※13の2. コバルト及びその無機化合物 14. コールタール ※14の2. 酸化プロピレン 15. 3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタン 15の2. 1・1-ジメチルピドラジン ※16. 重クロム酸及びその塩 17. ニッケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。) 18. ニッケルカルボニル 19. パラジメチルアミノアゾベンゼン 19の2. 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。) 20. ベータプロピオラクトン 21. ベンゼン ※ 22. マゼンタ 23. 第1号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第8号に掲げるものをその重量の0.5パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る) 24. 第9号から第22号までに掲げる物を含有する製剤等(特化則別表第5参照) 令第22条第2項		[石綿則が適用される業務] 1. 業務の経歴の調査 2. 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3. せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4. 胸部エックス線直接撮影による検査 前期の健康診断の結果、医師が必要と認めるものについては、同規則第40条第3項の項目の検診	
		高気圧作業安全衛生規則第38条	雇入れ時配置替え時及び定期	1. 高圧室内業務又は潜水業務に従事する者 令第22条第1項第1号	6月以内ごとに1回	1. 既往歴、高気圧業務歴の調査 2. 自覚及び他覚症状の有無の検査 3. 四肢の運動機能の検査 4. 鼓膜、聴力の検査 5. 血圧の測定、尿中の糖、蛋白の有無の検査 6. 肺活量の測定 以上の検診の結果、医師が必要と認めた場合 1. 作業条件調査 2. 肺換気機能検査 3. 心電図検査 4. 関節部のエックス線直接撮影による検査を追加する

種類	法規	時期	対 象	回 数	健 康 診 断 項 目	報告の要否
特 殊 健 康 診 断	有 機 溶 剤 中 毒 予 防 規 則 第 29 条	雇 い 入 れ 時 配 置 替 え 時 及 び 定 期	1. 有機溶剤を製造し、または取り扱う 業務に従事する者 令第22条第1項第6項	6月以内ご とに1回	1. 業務の経歴の調査 2. ①有機溶剤による健康障害の既往歴の調査 ②有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査 ③有機溶剤による4及び6～8、10～13に掲げる既往の異常所見の有無の調査 ④ 5の既往の検査結果の調査 3. 自覚症状又は他覚症状の有無の検査 4. 尿中の蛋白の有無の検査 5. 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 6. 貧血検査（血色素量、赤血球数） 7. 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP） 8. 眼底検査（医師が必要と認めた場合に行う項目） 9. 作業条件の調査 10. 貧血検査 11. 肝機能検査 12. 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く） 13. 神経内科学的検査 ● 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査は、前回（6月以内）の健康診断において当該健診項目が行われており、医師が必要ないと認めるときは省略することができます。	その都度報告 ただし、 定期のものに限る

(注) 1. 「令」とは労働安全衛生法施行令の略
 2. 特殊健康診断には、上記以外に「炭鉱での被災労働者の一酸化炭素中毒の健康診断」、「寄宿舎における健康診断」、「行政官庁の指導による健康診断」などがあります。
 3. 「一般健康診断」の検診項目のうち「胸部エックス線検査」は、昭和57年7月29日付け労働省令第28号により労働安全衛生規則第44条～第46条について、中学校を卒業し雇用された者のうち、満18才未満の者については、その者が満18才に達する年度(4月～翌年3月)までの間は、雇用した初年度にのみ実施することに改正された。
 ただし、結核要観察者は、除きます。
 4. ※は製造する事業場に限る。

8. 健康保持増進対策

労働者の健康の保持増進は、労働者自らが自主的、自発的に取り組むことが重要です。しかし、労働者が働くには、労働者自身の力では取り除くことができない健康障害要因、ストレス要因等が存在しています。労働者の健康を確保していくためには、労働者の自助努力とともに、事業者が心身両面にわたり、労働者の健康管理を積極的に推進することが必要です。

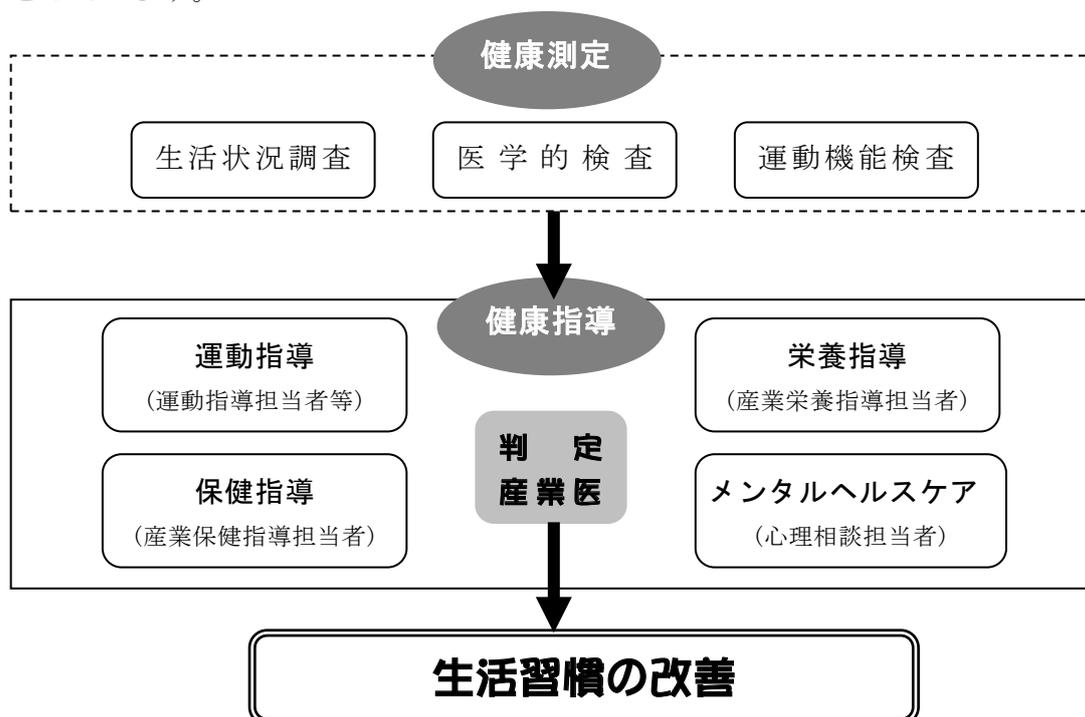
すべての労働者が健康で安心して働くことができるよう、労働衛生管理体制の確立及び職場における労働者の健康管理の充実により、労働者の健康確保対策の強化を図ることが求められています。このため国では、「**事業場における労働者の健康保持増進のための指針(改正平成 27 年 11 月 30 日)**」及び「**労働者の心の健康の保持増進のための指針**」(P2 参照)を策定し、公表しています。

THP(トータル・ヘルス・プロモーション・プラン)による心とからだの健康づくり

近年の高年齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会情勢の変化、労働者の就業意識や働き方の変化等に伴い、定期健康診断の有所見率が増加傾向にあるとともに、仕事に関して強いストレスを感じている労働者の割合が高い水準で推移しております。

事業場における労働者の健康保持増進措置を普及するため、厚生労働省と中央労働災害防止協会では、心とからだの健康づくり「THP」(トータル・ヘルス・プロモーション・プラン)を推進しています。

THP(トータル・ヘルス・プロモーション・プラン)は、すべての働く人を対象に、問診、診察に加え、生活状況調査、医学的検査、運動機能検査も合わせて行う健康測定を実施し、その結果に基づいて総合的な健康指導を行うものであり、働く人が「健康で豊かな職業生活を送る」ため、健康生活習慣を身につけることを目的としています。



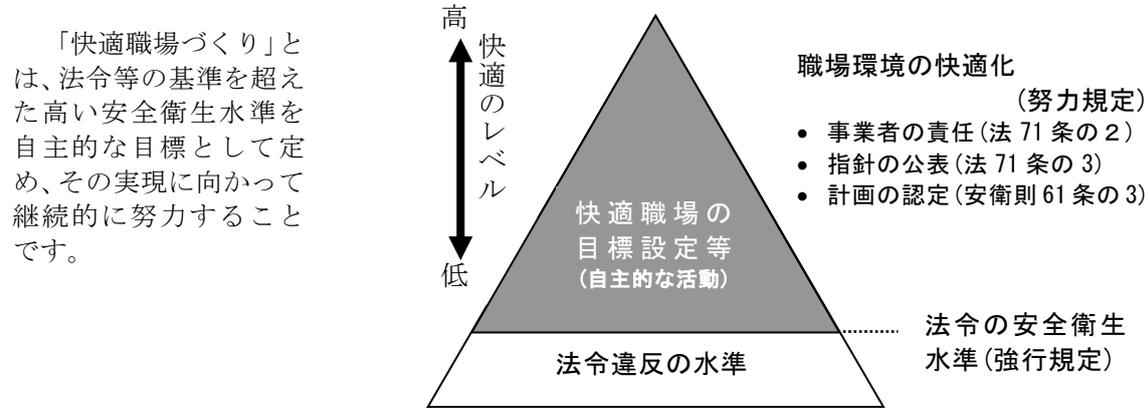
9. 快適職場環境づくり

最近の技術革新、サービス経済化の進展等により、労働環境、作業形態の変化、中高年齢者や女性雇用者の割合の増加等の職場をめぐる環境の変化の中で、就業に伴う疲労やストレスが問題となっています。また、職場環境による、疲労やストレスを感じることの少ない職場環境を求める人が多くなっています。

こうしたことから、平成4年5月に労働安全衛生法が改正され、快適職場づくりが事業者の努力義務となりました。また、これに伴って「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(以下「快適職場指針」という。P104参照)が公表されました。

快適職場 とは	<p>快適職場は、職場の人々が一体となって作業環境や作業方法を改善し、疲労をいやすことのできる休憩室を設置することなどによって作り上げられるものです。</p> <p>快適職場は、ひとことでいえば疲労やストレスを感じることの少ない働きやすい職場です。働く人が、充足感、働きがいを感じ、生き生きと働くことは、作業能率の向上、職場の活性化にも寄与します。</p>
----------------	--

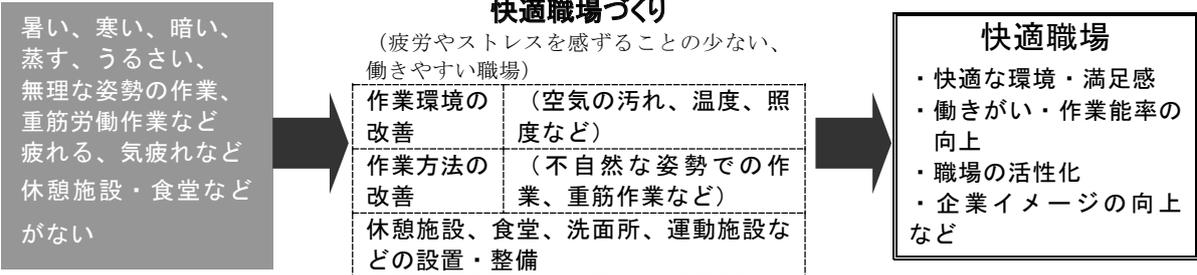
1 法定の安全衛生基準と快適職場づくりとの関係



2 快適職場指針のポイント

快適職場指針には、快適職場づくりを進めるための措置として、

- 1、作業環境の管理、
 - 2、作業方法の改善、
 - 3、疲労回復支援施設、
 - 4、職場生活支援施設
- の4つの事項が示されています。



事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針の概要

平成4年7月1日 労働省告示第59号

改正 平成9年9月25日 労働省告示第104号

項目	内 容	
快適な職場環境の形成についての目標に関する事項	管理 作業環境の	空気環境、温熱条件等の作業環境が空気の汚れ、暑さ・寒さや不十分な照度等により不適切な状態にある場合には、労働者の疲労やストレスを高めることから、空気環境について浮遊粉じんや臭気等の労働者が不快に感じる因子が適切に管理されたものとともに、温度、照度等が作業に従事する労働者に適した状態に維持管理されるようにすること。
	の改善 作業方法	労働者の従事する作業は、その心身に何らかの負担を伴うものではあるが、不自然な姿勢での作業や大きな筋力を必要とする作業等については、労働者の心身の負担が大きいことから、このような作業については、労働者の心身の負担が軽減されるよう作業方法の改善を図ること。
	備 る た め の 設 置 ・ 整 備	労働により生ずる心身の疲労については、できるだけ速やかにその回復を図る必要がある。このため、休憩室等の心身の疲労の回復を図るための施設の設置・整備を図ること。
	管理 備 施 の 維 持 ・ 設 置 ・ 其 他 の 設 置	洗面所、トイレ等の労働者の職場生活において必要となる施設・設備については、清潔で使いやすい状態となるよう維持管理されていること。
快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項	作業環境を快適な状態に維持管理するための措置	<p>空気環境</p> <p>屋内作業場では、空気環境における浮遊粉じんや臭気等について、労働者が不快と感ずることのないよう維持管理されるよう必要な措置を講ずることとし、必要に応じ作業場内における喫煙場所を指定する等の喫煙対策を講ずること。また、浮遊粉じんや臭気等が常態的に発生している屋外作業場では、これらの発散を抑制するために必要な措置を講ずることが望ましいこと。</p>
	温熱条件	屋内作業場においては、作業の態様、季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと。また、屋外作業場については、夏季及び冬季における外気温等の影響を緩和するための措置を講ずることが望ましいこと。
	視環境	作業に適した照度を確保するとともに、視野内に過度な輝度対比や不快なグレアが生じないように必要な措置を講ずること。また、屋内作業場については、採光、色彩環境、光源の性質などにも配慮した措置を講ずることが望ましいこと。
	音環境	事務所については、外部からの騒音を有効に遮蔽する措置を講ずるとともに、事務所内のOA機器等について低騒音機器の採用等により、低騒音化を図ること。また、事務所を除く屋内作業場についても、作業場内の騒音源となる機械設備について遮音材で覆うこと等により騒音の抑制を図ること。
	間等 作業空	作業空間や通路等の適切な確保を図ること。
その方法を改善するための措置	<p>労働者の従事する作業について、</p> <p>(1) 腰部、頸部等身体の一部又は全身に常態的に大きな負担のかかる不自然な姿勢での作業については、機械設備の改善等により作業方法の改善を図ること。</p> <p>(2) 荷物の持ち運び等を常態的に行う作業や機械設備の取扱・操作等の作業で相当の筋力を要するものについては、助力装置の導入等により負担の軽減を図ること。</p> <p>(3) 高温、多湿や騒音等の場所における作業については、防熱や遮音壁の設置、操作の遠隔化等により負担の軽減を図ること。</p>	

項目	内 容	
快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置 の内容に関する事項	労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置	(4) 高い緊張状態の持続が要求される作業や一定の姿勢を長時間持続することを求められる作業等については、緊張を緩和するための機器の導入等により、負担の軽減を図ること。 (5) 日常用いる機械設備、事務機器や什器等については、識別しやすい文字により適切な表示を行うとともに、作業動作の特性に適合した操作が行える等作業をしやすい配慮がなされていること。
	作業に従事することによる労働者の疲労の回復を図るための施設・設備の設置・整備	(1) 疲労やストレスを効果的に癒すことができるように、臥床できる設備を備えた休憩室等を確保すること。 (2) 多量の発汗や身体の汚れを伴う作業がある場合には、シャワー室等の洗身施設を整備するとともに、常時これを清潔にし、使いやすくしておくこと。 (3) 職場における疲労やストレス等に関し、相談に応ずることができるよう相談室等を確保すること。 (4) 職場内に労働者向けの運動施設を設置するとともに、敷地内に緑地を設ける等の環境整備を行うことが望ましいこと。
	その他の快適な職場環境を形成するための必要な措置	(1) 洗面所、更衣室等の労働者の就業に際し必要となる設備を常時清潔で使いやすくしておくこと。 (2) 食堂等の食事をするのできるスペースを確保し、これを清潔に管理しておくこと。 (3) 労働者の利便に供するよう給湯設備や談話室等を確保することが望ましいこと。
快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、考慮すべき事項	継続的かつ計画的な取組	快適な職場環境を形成し、適切に維持管理するためには、必要な施設・設備を整備する等の措置を講ずることだけでは足りず、その後においても継続的かつ計画的な取組が不可欠である。このため、こうした取組を日常推進する担当者を選任する等その推進体制の整備を図るとともに、快適な職場環境の形成を図るための設備等について、その機能を常々有効に発揮させるため、その性能や機能の確保等に関するマニュアルを作成する等の措置を講ずること。また、職場における作業内容や労働者の年齢構成の変化、さらには快適な職場環境に係る技術の進展等にも留意して、事業場の職場環境を常時見直し、これに応じて必要な措置を講ずること。
	労働者の意見の反映	職場環境の影響を最も受けるのは、その職場で働く労働者であることにかんがみ、快適な職場環境の形成のための措置の実施に関し、例えば安全衛生委員会を活用する等により、その職場で働く労働者の意見ができるだけ反映されるよう必要な措置を講ずること。
	個人差への配慮	労働者が作業をするに当たっての温度、照明等の職場の環境条件についての感じ方や作業から受ける心身の負担についての感じ方等には、その労働者の年齢等による差を始めとして個人差があることから、そのような個人差を考慮して必要な措置を講ずること。
	潤いへの配慮	職場は、仕事の場として効率性や機能性が求められることは言うまでもないが、同時に、労働者が一定の時間を過ごしてそこで働くものであることから、生活の場としての潤いを持たせ、緊張をほぐすよう配慮すること。